

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う地域計画及び目標地図の策定について

○人・農地プランと地域計画について

地域の将来の農業の在り方を示す「人・農地プラン」が、令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の一部改正により法定化され、「地域計画」となります（法施行は令和5年4月1日予定）。

「地域計画」では、農地毎に10年後の担い手を目標地図に示し、担い手のいない農地などの課題を地域で共有することが求められます。

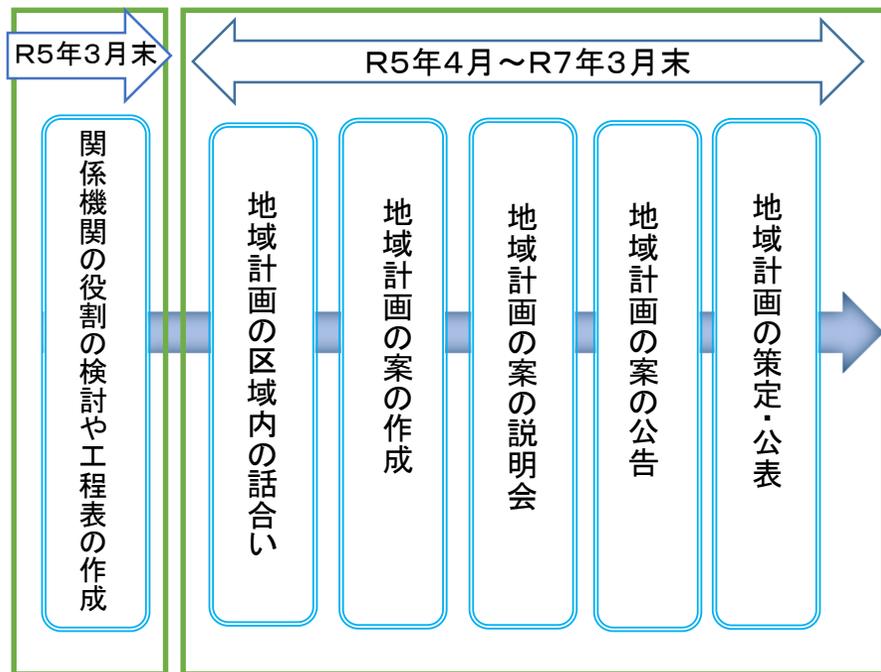
人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



地域計画
(地域農業の将来の在り方+目標地図)

○地域計画の策定について

市町村では、令和7年3月末（予定）まで、地域計画を策定することが求められており、政府では次のとおりのスケジュールを示しています。



山形県のサポート体制

○目的

農地の集積・集約化推進や地域計画の策定を支援するため、農業関係団体や市町村、農業委員会の代表で構成する「山形県農地集積・集約化プロジェクト会議」を核として、関係機関の連携・推進体制の機能強化を図りながら、地域が抱える課題解決に向けてサポートします。

○支援体制のイメージ

